		ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許	8	12	20
	ＡＴ準中型免許		10	13	23
		ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許	11	15	26
	ＡＴ普通免許		12	18	30
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		15	27	42
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	23	27	50
	大型二輪免許又は普通二輪免許		21	27	48
	ＡＴ中型第二種免許		5	9	14
		ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型第二種免許	8	12	20
		ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許	12	14	26
	ＡＴ普通第二種免許		12	14	26
［略］					
大型第二種免許	大型免許		8	10	18
		ＡＴ大型免許	12	10	22
		マイクロバス限定大型免許	10	14	24
	［略］				
中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）	大型免許		8	10	18
		ＡＴ大型免許	8	14	22
	［略］				
ＡＴ中型第二種免許	大型免許		8	10	18
		ＡＴ大型免許	8	10	18
	［略］				
普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）	大型免許		8	10	18
		ＡＴ大型免許	8	14	22
	［略］				
ＡＴ普通第二種免許	大型免許		8	10	18
		ＡＴ大型免許	8	10	18
	［略］				
備考　［１～13　略］					

許	マイクロバス限定大型免許	10	14	24
	［同上］			
中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）	大型免許	8	10	18
	［同上］			
ＡＴ中型第二種免許	大型免許	8	10	18
	［同上］			
普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）	大型免許	8	10	18
	［同上］			
ＡＴ普通第二種免許	大型免許	8	10	18
	［同上］			

備考　［１～13　同上］

14　教習を受けようとする者が現に２以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、次の各号に掲げる教習の教習時間については、当該各号に定めるところによる。

［加える。］

三　普通免許（ＡＴ普通免許を除く。以下この号において同じ。）を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する中型免許（ＡＴ中型免許を除く。以下この号において同じ。）又は準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。以下この号において同じ。）に係る教習及び大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る教習の教習時間については、ＡＴ普通第二種免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、教習に係る免許の種類に応じ、それぞれ４時限を減じた時限数とする。

二　［同上］

二　［同上］